

付表 2 (事前確定届出給与等の状況(株式等交付用))

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)	(_____)
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	(令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
当該(連結)事業年度	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 事前確定届出給与に関する事項

区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交付数		交付決議時価額(円)
			金銭債権の額(円)		
職務執行期間 開始の日	届出内容	・	・		
	支給内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
翌会計期間以後	今回の届出内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
	今回の届出内容	・	・		
条件その他の内容					

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与(業績連動給与を除く。)				
	支給時期(年月日)	支給額(円)	支給時期(年月日)	支給額(円)
職務執行期間 開始の日	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・
翌会計期間以後	・	・	・	・
	・	・	・	・
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要				

付表 2（事前確定届出給与等の状況（株式等交付用））の記載要領等

- 1 この付表は、所定の時期に確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づき支給する給与について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- 2 この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No.」欄に一連番号を付してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。
 - (2) 「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (3) 「1 事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「金銭債権の額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
（支給済分） 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 （注） 法人税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出内容」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
（支給予定分） 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出内容」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額

（注） 1 法人税法施行令第 71 条の 3 第 1 項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

- 2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の

定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

- 3 「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙（適宜の様式）に記載してください。

- (4) 「2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙（適宜の様式）に記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの
- ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与
- ③ 法人税法施行令第69条第3項各号に掲げる給与

Sample

Sample